ストック・オプション会計基準 企業・投資家に与える影

藤井亮司 あずさ監査法人 代表社員 公認会計士

会計基準制定の背景

されるストック・オプションから適用される。 社法施行日(二〇〇六年五月一日)以降に付与 手掛けた本格的な会計基準の一つである。 務報告基準とのレベルの均質化を目標の 用の高まりを背景に、米国会計基準や国際財 約が減ったことによるストック・オプションの 適用指針」を公表した。ストック・オプションの と「ストック・オプション等に関する会計基準の して、企業会計基準委員会が議論の最初から 会計基準は、商法改正と会社法制定に伴い制 は、「ストック・オプション等に関する会計基準 二〇〇五年一二月に企業会計基準委員会 会

ストック・オプションの会計基準により、

企

二〇〇四年二月)と同様である。 年一二月)や国際財務報告基準(IFRS 二号 という考え方にある。この考え方は、 費消する労働サービスとが対価関係にある、 プションと、 が計上される。この会計処理の理論的根拠は 計基準(SFAS 一二三号改訂版 企業が役員・従業員等に付与するストック・オ 企業がそれらの者から受け取 二〇〇四 、米国

会計基準の概要

時系列に基づく概観

ストック・オプションの付与、 権利の 確 定

業が報酬として役員・従業員等にストック・オ たはその後の会計年度に費用 (株式報酬費用 プションを付与すると、 原則として、付与日 間的 理の概観は、 権利の行使、 株式報酬費用の額は、 経過と、

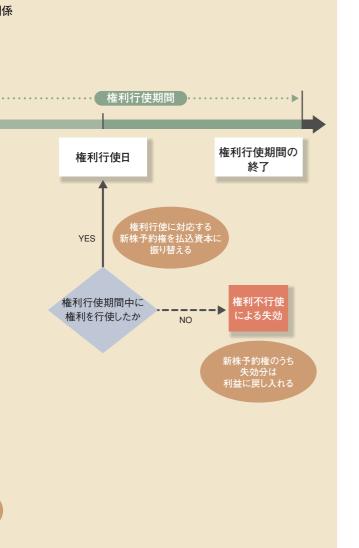
機式報酬費用の算定方法と 会計処理のポイント

従

業

員

ストック・オプションの「価格」は、 常は市場価格がないため、 単価」である。 ンの 等から受け取り費消する労働サービスの 日のストック・オプションの「公正な評 格」×「数量」として算定される。 価として発行される、 ルズ・モデルや二項モデル等の算定技法 「公正な評価額」 ストック・オプションは であり、 ストック・オプショ 企業が役員・ ブラック・ これは 付 価 通



図のとおりである。 権利行使期間の終了、という時 「株式報酬費用」の計上の会計

想残存期間、配当利回り、 公正な評価単価に影響を及ぼす。 を用いて計算される。株価、 性 (ボラティリティ) といった要素が 利子率、株価変 行使価格、 予

●ストック・オプションの「数量」 報酬費用は計上されない。 ることが多く、それらの条件が満たされな い場合は、権利が確定せず、 きないといったさまざまな条件が設けられ 勤務を継続した後でなければ権利を行使で が確定したストック・オプションの数とす ストック・オプションには、 結果的に株式 は、 一定期間

権利が確定し、)株式報酬費用を計上する際の貸方科目は 迷などにより行使されなかった場合は、 トック・オプションについても、 「純資産の部」 新株予約権戻入益」 の 権利行使が可能となったス 「新株予約権」 が特別利益として計 となる。 株価の低

会計基準制定の影響

上される。

を及ぼすため、 な影響があると考えられる。 で開示されてきたが、 は従来から有価証券報告書の非財務諸表部分 企業が発行するストック・オプションの内容 企業・投資家には以下のよう 今後は財務諸表に影響

●内容の慎重な検討

期純損益にマイナスの影響を及ぼし、 財務諸表上、株式報酬費用の計上により 注記にも詳細な開示が行われるため、 企

な

期間等)を慎重に検討し、 まることが予想される。 ح て、 ツ 額 は、 (付与対象者、 ク いった観点から、 や開示内容を見極める必要がある。 既 発行するストック・オプションの内容 |存株主や発行済株式の価値への影響 オプションの内容の公平さについ 付与数、 投資家の関心も一 行使価格、 株式報酬費用 条件、 スト 層高

プロセスの構築

プショ ストック・オプションの公正な評価額の算 定のためには、 利が確定すると見込まれるストック・オ ければならない。 ンの数といった要素の見積りを行わ 株価変動性、 企業は、 予想残存期間 そのための基

がストック・

決まると、 米国では、

図●付与日、権利確定日、権利行使日、失効の日、権利行使期間の終了の関 時系列 権利確定日 付与日 I NO 権利の 権利確定条件が 付与されているか YES YES 権利確定条件を 達成したが NO 権利不確定

ストック・オプションの利用自体の考察 の発行が財務諸表数値・ ておく必要がある。 礎情報の入手方法や分析・決定方法を決め かる内部統制の一つとなる。 日本版SOX法が求める財務報告に ストック・オプション 注記に直結するた

費用計上の義務付けに伴い、ストック・

オ

プションの利用自体が減る可能性がある。

費用計上の義務付けの方向性 マイクロソフト社やインテル オプションの発行を取り

や 社

る方向であることを公表した例がある